



埼玉県報

第 150 号
令和 2 年(2020 年)
10 月 16 日
金曜日

目次

条例のあらまし

- 法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(税務課)
- 埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例のあらまし(共助社会づくり課)
- 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例のあらまし(農業政策課)
- 埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(教委・財務課)

条例

- 法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例(税務課)
- 埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例(共助社会づくり課)
- 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例(農業政策課)
- 埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例(教委・財務課)

規則

- 埼玉県個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(情報システム課)

管理規程

- 埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程(下水道管理課)

告示

- 認定特定非営利活動法人の認定の失効に係る公告(共助社会づくり課)
- (仮称)株式会社シタラ興産 レガリア 一廃・産廃処理施設整備事業環境影響評価調査計画書(環境政策課)
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定(水環境課)
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定(水環境課)
- 身体障害者福祉法第 15 条の医師の指定(障害者福祉推進課)
- 身体障害者福祉法第 15 条の医師の指定の辞退(障害者福祉推進課)
- 令和 2 年度准看護師試験の実施(保健医療政策課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)

- 尾田蒔土地改良区の解散認可（農村整備課）
- 妻沼西南土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 秦土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 上里土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 上里西部土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 和光都市計画都市再開発の方針に係る公聴会の開催（市街地整備課）
- 埼玉県立特別支援学校43校等タブレット端末等貸借に関する落札者等の公示（特別支援教育課）
- 運転免許試験受験マルチシステムの貸借に関する落札者等の公示（会計課）
- 県道下石戸上菖蒲線の区域の変更（北本県土整備事務所）
- 県道所沢狭山線の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 県道下日野沢東門平吉田線の供用の開始について（秩父県土整備事務所）
- 県道深谷寄居線の区域の変更（熊谷県土整備事務所）
- 県道西金野井春日部線の供用の開始（越谷県土整備事務所）
- 水道用ポリ塩化アルミニウムの調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 水道用液体塩素の調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 水道用次亜塩素酸ナトリウムの調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 水道用粉末活性炭（ウェット炭）の調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 水道用粉末活性炭（ドライ炭）の調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

本号で公布された条例のあらまし

法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十一号）

（税務課）

一 趣旨

法人の県民税の法人税割について、超過税率を課する特例期間を延長する。

二 内容

超過税率を課する特例期間を五年間延長し、令和八年一月三十一日までに終了する事業年度分までとする。

三 施行期日

公布の日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十二号）（共助社会づくり課）

一 趣旨

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の規定による指定の取消しの申出があつた指定特定非営利活動法人について、指定の取消しをするための改正

二 内容

指定の取消しをする特定非営利活動法人の名称（所在地）

特定非営利活動法人環境ネットワーク埼玉（さいたま市）

三 施行期日

令和二年十月十六日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十三号）（農業政策課）

一 趣旨

漁業法の一部改正に伴い、手数料の名称の変更及び条項ずれの修正等するため
の改正

二 内容

(一) 漁業法の一部改正に伴う規定の整備等

ア 手数料の名称変更

(例) 現行 「漁業権免許申請手数料」

改正後 「漁業免許申請手数料」

イ 条項ずれの修正

(例) 現行 「漁業法第十条の規定に基づく」

改正後 「漁業法第六十九条第一項の規定に基づく」

(二) その他規定の整備

(例) 家畜伝染病予防法施行規則の一部改正に伴う規定の整備

現行 「牛ウイルス性下痢・粘膜病」

改正後 「牛ウイルス性下痢」

三 施行期日

令和二年十二月一日。ただし、二(二)の一部は、公布の日等

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十四号）（財務課）

一 趣旨

県民の利便性の向上及び行政事務の効率化等を図るため、個人番号を利用することができる事務として県立の高等学校の専攻科の生徒に対する修学支援金の支給に関する事務を追加等するための改正

二 内容

別表第一及び別表第三に県立の高等学校の専攻科の生徒に対する修学支援金の支給に関する事務の追加等を行う。

三 施行期日

令和三年六月一日

条 例

法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第四十一号

法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例

法人の県民税の特例に関する条例（昭和五十年埼玉県条例第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成三十三年一月三十一日」を「令和八年一月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第四十二号

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例（平成二十五年埼玉県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

本則の表中6の項を削り、7の項を6の項とし、8の項を7の項とし、9の項を8の項とする。

附 則

この条例は、令和二年十月十六日から施行する。

条 例

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十月十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第四十三号

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の一部を次のように改正する。
別表農林部の項第五号中「第十条」を「第六十九条第一項」に、「漁業権の」を「漁業の」に、「漁業権免許申請手数料」を「漁業免許申請手数料」に改め、同項第六号中「第十四条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）」を「第七十二条第六項」に、「漁業権の」を「団体漁業権の」に、「漁業権共有認可申請手数料」を「団体漁業権共有認可申請手数料」に改め、同項第七号中「第二十二條第一項」を「第七十六条第一項」に改め、同項第八号中「第二十四条第二項」を「第七十八条第二項」に、「基づく区画漁業権」を「基づく個別漁業権」に、「区画漁業権を目的とする抵当権設定認可申請手数料」を「個別漁業権を目的とする抵当権設定認可申請手数料」に改め、同項第九号中「第二十六条第一項ただし書」を「第七十九条第一項ただし書」に、「区画漁業権」を「個別漁業権」に、「漁業権移転認可申請手数料」を「個別漁業権移転認可申請手数料」に改め、同項第十号中「第三十六条第一項（同条第四項）」を「第八十八条第一項（同条第五項）」に改め、同項第十四号中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に、「第二項」を「第三項」に改め、同項第十五号中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改め、同項第二十三号中「第四条」を「第五条」に改め、同項第二十四号中「第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同項第二十五号中「第八条」を「第九条」に改め、同項第二十六号中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改め、同項第三十一号中「牛ウイルス性下痢・粘膜炎」を「牛ウイルス性下痢」に、「牛白血病」を「牛伝染性リンパ腫」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例中別表農林部の項第二十三号から第二十六号まで及び第三十一号の改正規定は公布の日から、その他の規定は令和二年十二月一日から施行する。

（埼玉県証紙条例の一部改正）

2 埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の項第百九十号中「漁

業権免許申請手数料」を「漁業免許申請手数料」に改め、同項第九十一号中「漁業権共有認可申請手数料」を「団体漁業権共有認可申請手数料」に改め、同項第九十三号中「区画漁業権を目的とする抵当権設定認可申請手数料」を「個別漁業権を目的とする抵当権設定認可申請手数料」に改め、同項第九十四号中「漁業権移転認可申請手数料」を「個別漁業権移転認可申請手数料」に改める。

条 例

埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十月十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第四十四号

埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県個人番号の利用等に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の九の項中「高等学校等（）」の下に「高等学校及び中等教育学校の後期課程の専攻科を含み、」を、「生徒等」の下に「（高等学校及び中等教育学校の後期課程の専攻科の生徒を含む。）」を加え、同表中十三の項を十四の項とし、十二の項を十三の項とし、十一の項を十二の項とし、十の項の次に次のように加える。

| | |
|----------|--|
| 十一 教育委員会 | 県立の高等学校の専攻科の生徒に対する修学支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの |
|----------|--|

別表第三の五の項中「高等学校等（）」の下に「高等学校及び中等教育学校の後期課程の専攻科を含み、」を、「生徒等」の下に「（高等学校及び中等教育学校の後期課程の専攻科の生徒を含む。）」を加え、同表中七の項を八の項とし、六の項を七の項とし、五の項の次に次のように加える。

| | | | |
|---------|--|----|-------------------------|
| 六 教育委員会 | 県立の高等学校の専攻科の生徒に対する修学支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 知事 | 生活保護関係情報であって規則で定めるもの |
| | | | 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの |

附 則

この条例は、令和三年六月一日から施行する。

規則

埼玉県個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第七十七号

埼玉県個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県個人番号の利用等に関する条例施行規則(平成三十年埼玉県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第十条中「高等学校等(」の下に「高等学校及び中等教育学校の後期課程の専攻科を含み、」を、「生徒等」の下に「(高等学校及び中等教育学校の後期課程の専攻科の生徒を含む。)」を加える。

第二十六条中「別表第三の七の項」を「別表第三の八の項」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十五条中「別表第三の六の項」を「別表第三の七の項」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十四条中「高等学校等(」の下に「高等学校及び中等教育学校の後期課程の専攻科を含み、」を、「生徒等」の下に「(高等学校及び中等教育学校の後期課程の専攻科の生徒を含む。)」を加え、同条を第二十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

第二十六条 条例別表第三の六の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- 一 県立の高等学校の専攻科の生徒に対する修学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者の保護者等に係る次に掲げる情報
 - イ 生活保護実施関係情報
 - ロ 外国人生活保護実施関係情報
- 二 県立の高等学校の専攻科の生徒に対する修学支援金の支給に関する保護者等の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者の保護者等に係る前号イ及びロに掲げる情報

第二十三条を第二十四条とし、第十五条から第二十二条までを一条ずつ繰り下げる。

第十四条中「別表第一の十三の項」を「別表第一の十四の項」に改め、同条を第

十五条とする。

第十三条中「別表第一の十二の項」を「別表第一の十三の項」に改め、同条を第十四条とする。

第十二条中「別表第一の十一の項」を「別表第一の十二の項」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条の次に次の一条を加える。

第十二条 条例別表第一の十一の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。

一 県立の高等学校の専攻科の生徒に対する修学支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 県立の高等学校の専攻科の生徒に対する修学支援金の支給に関する保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

附 則

この規則は、令和三年六月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第七号

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年十月十六日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県流域下水道事業財務規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第一号ハ中「委託契約」の下に「（第十号に該当するものを除く。）」を加え、同条に次の一号を加える。

十 第八十五条第一項第四号に規定する物品の購入等（食料品、機材その他の日常生活に必要な物資の調達等に関して業者と締結した協定に基づくものに限る。ただし、修繕及び工事を除く。）をするとき。

第二百三条第一項第一号中「非常災害時に行う応急の工事」を「第八十五条第一項第四号に該当するもの」に改め、同条同項第四号中「その他の委託」の下に「（第八十五条第一項第四号に該当するものを除く。）」を加える。

別表第五の備考に次のように加える。

9 この表の定めにかかわらず、第152条第10号に該当する契約については、支出負担行為決議書兼支払伝票又は支出負担行為決議書兼振替伝票を使用することができる。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の埼玉県流域下水道事業財務規程の規定は、令和二年九月一日から適用する。

告 示

埼玉県告示第千四百四十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十七条第一項の規定により、認定特定非営利活動法人の認定が失効したので、同条第二項の規定により公示する。

令和二年十月十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

特定非営利活動法人耀の会

二 代表者の氏名

関 正視

三 主たる事務所の所在地

埼玉県和光市新倉二丁目二十七番二十五―七百一号ライオンズマンション和光

第五

四 失効日

令和二年十月十五日

告 示

埼玉県告示第千四百四十一号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第四条第三項の規定により、株式会社シタラ興産から深谷市の区域内において行われる（仮称）株式会社シタラ興産 レガリア 一廃・産廃処理施設整備事業について環境影響評価調査計画書の提出があった。

なお、関係地域が所在する市町村並びに環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

令和二年十月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 関係地域が所在する市町村

深谷市、熊谷市

二 環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間

イ 場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県北部環境管理事務所

深谷市環境課

熊谷市環境政策課

ロ 期間

令和二年十月十六日（金）から令和二年十一月十六日（月）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

告 示

埼玉県告示第千四百四十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和二年十月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 形質変更時要届出区域

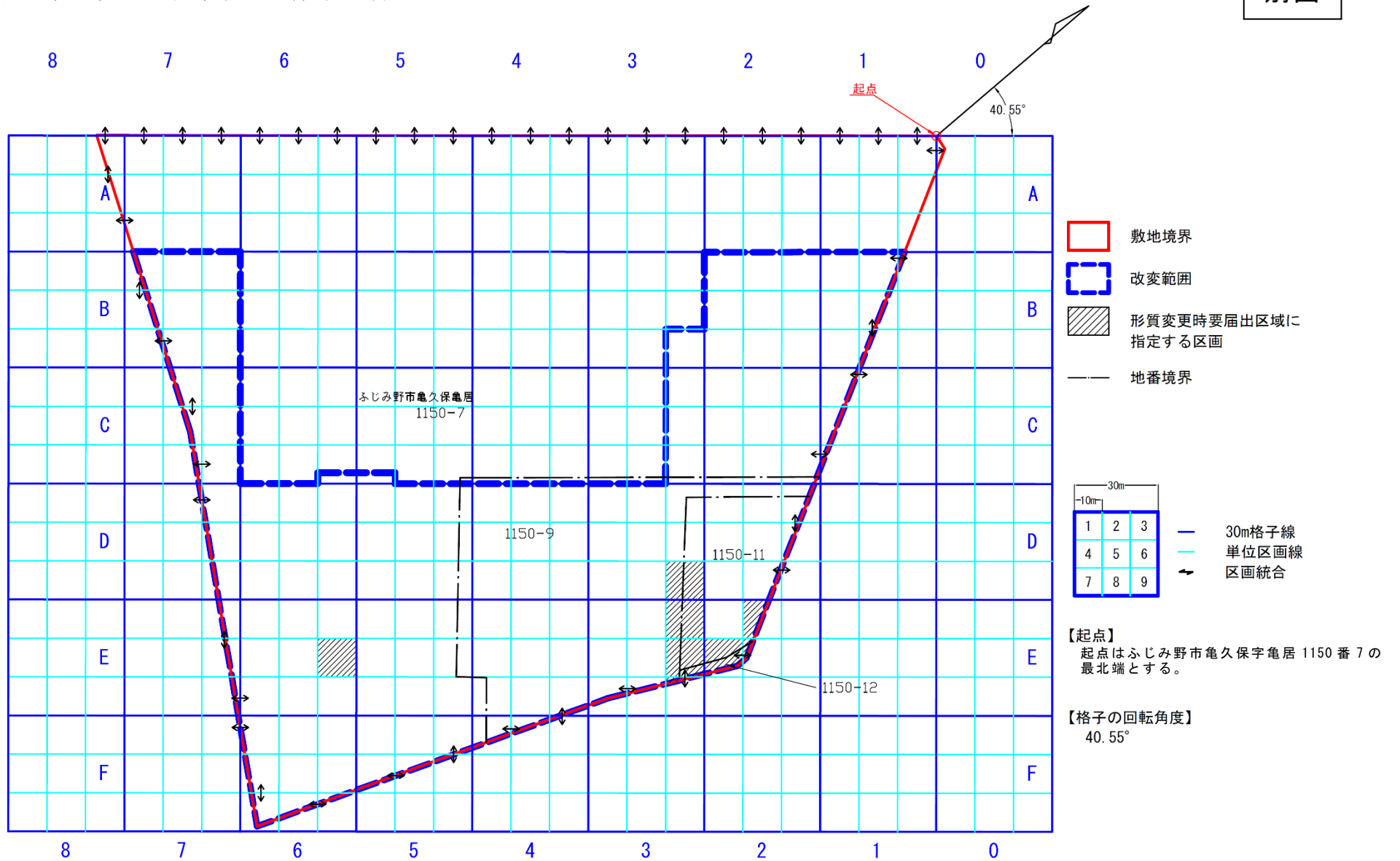
別図のとおり（埼玉県ふじみ野市亀久保字亀居千百五十番七の一部、千百五十番九の一部、千百五十番十一の一部及び千百五十番十二）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

地番：埼玉県ふじみ野市亀久保字亀居

別図



告 示

埼玉県告示第千四百四十三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和二年十月十六日

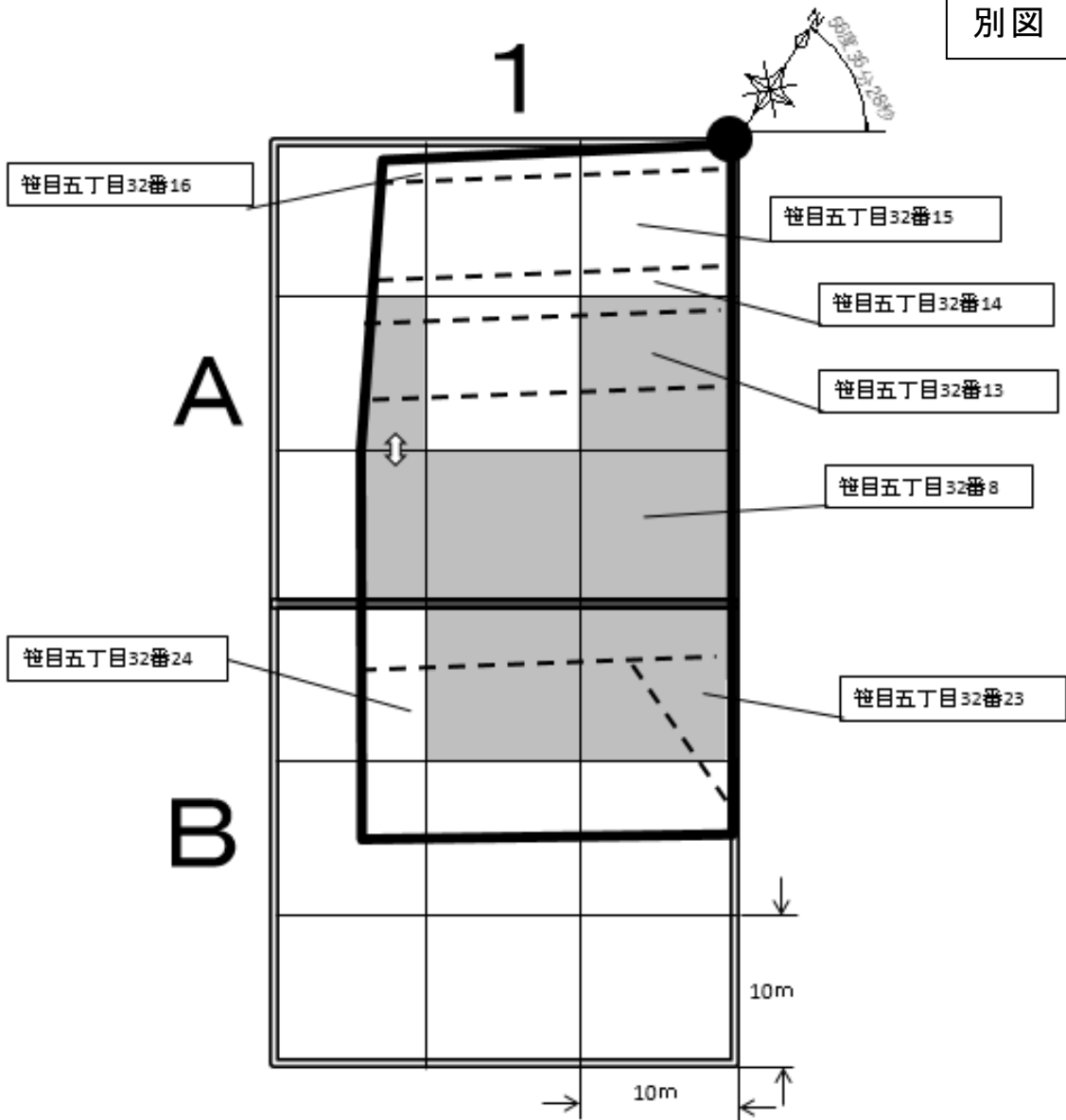
埼玉県知事 大野 元裕

一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県戸田市笹目五丁目三十二番八の一部、三十二番十三の一部、三十二番十四の一部、三十二番二十三の一部及び三十二番二十四の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物、シアン化合物



【起点】
 起点は、戸田市笹目五丁目32番16の最北端とする

【格子の回転角度(56度36分28秒)】
 起点を支点として、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線より得られる線を右に56度36分28秒回転させた線により、対象地を区画した。 ●：起点

【凡例】

- 敷地境界
- 筆界
- 30m格子
- 単位区画
- 形質変更時要届出区域
- 区画統合

【地点の表示】

| | | | | | |
|---|-----|-----|---|---|------|
| | | A | | | |
| | | 1 | 2 | 3 | |
| | | 4 | 5 | 6 | |
| 1 | 10m | 7 | 8 | 9 | A1-9 |
| | | 30m | | | |

告 示

埼玉県告示第千四百四十四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

令和二年十月十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

| | | | | | |
|--------------------------------|-----------------|-------------------|--------------------|----------------|----------|
| 小柏 靖直 | 小林 文 | 天野 邦彦 | 三次 実 | 岡崎 洋之 | 医師の氏名 |
| 聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害 | じん臓機能障害 | ぼうこう又は直腸機能障害 | 心臓機能障害 | 肢体不自由 | 指定障害区分 |
| 耳鼻咽喉科 | 内科 | 消化器外科 | 循環器内科 | 整形外科 | 診療科名 |
| 医療法人誠壽会上福岡総合病院 | 医療法人財団聖蹟会埼玉県央病院 | 公益社団法人東松山医師会東松山病院 | 医療法人社団明芳会イムス三芳総合病院 | 医療法人三愛会三愛会総合病院 | 医療機関の名称 |
| 一 ふじみ野市福岡九百三十 | 六 桶川市坂田千七百二十 | 五―十 東松山市神明町一―十 | 入間郡三芳町藤久保九百七十四―三 | 七 三郷市彦成三―七―十 | 医療機関の所在地 |
| 令和二年九月二十三日 | 令和二年九月一日 | 令和二年八月一日 | 令和二年七月一日 | 令和二年三月一日 | 指定年月日 |

| | | | | | |
|--------------------|------------------|-------------------|-----------------------------------|---------------------|---|
| 正木 博 | 阿部 圭市 | 松岡 義之 | 岩浅 徳洋 | 出口 一郎 | 石橋 哲 |
| 肢体不自由 | 肢体不自由 | 肢体不自由 | 肢体不自由 | 肢体不自由 | 平衡機能障害、音 声・言語機能障害、 そしやく機能障害、 肢体不自由 |
| 整形外科 | 脳神経外科 | 脳神経外科 | 整形外科 | 脳神経内科 | 内科（脳神経内科） |
| 埼玉医科大学病院 | 社会医療法人熊谷総合 病院 | 医療法人埼玉会埼玉草 加病院 | 社会福祉法人恩賜財団 済生会支部埼玉県済生 会栗橋病院 | 社会福祉法人京悠会葵 クリニック | 日本赤十字社深谷赤十 字病院 |
| 入間郡毛呂山町毛呂本 郷三十八 | 熊谷市中西四―五―一 | 草加市松原一―七―二 十二 | 久喜市小右衛門七百十 四―六 | 一 所沢市下富千二百二― | 深谷市上柴町西五―八 ―一 |
| 令和二年九月二十三日 | 令和二年九月二十三日 | 令和二年九月二十三日 | 令和二年九月二十三日 | 令和二年九月二十三日 | 令和二年九月二十三日 |

| | | | | | |
|--------------------|----------------------|-------------|--------------------|------------|--------------------|
| 中村 嘉宏 | 磯貝 京子 | 鎌田 智彦 | 魚岸 誠司 | 鈴木 一詩 | 伊澤 直広 |
| 心臓機能障害 | 心臓機能障害 | 心臓機能障害 | 肢体不自由 | 肢体不自由 | 肢体不自由 |
| 循環器内科 | 循環器内科 | 内科 | 整形外科 | 神経内科、内科 | 整形外科 |
| 総合病院 医療法人誠壽会上福岡 | 公益社団法人東松山医師会東松山医師会病院 | 医療法人寿鶴会菅野病院 | 埼玉医科大学病院 | 防衛医科大学校病院 | 埼玉医科大学病院 |
| 一 ふじみ野市福岡九百三十 | 五―十 東松山市神明町一―十 | 和光市本町二十八―三 | 郷三十八 入間郡毛呂山町毛呂本 | 所沢市並木三―二 | 郷三十八 入間郡毛呂山町毛呂本 |
| 令和二年九月二十三日 | 令和二年九月二十三日 | 令和二年九月二十三日 | 令和二年九月二十三日 | 令和二年九月二十三日 | 令和二年九月二十三日 |

| | | | | | |
|------------|-----------------------|-----------------------|-------------------|-------------------|------------------------|
| 橋本 博史 | 小牧 千人 | 久保 英二 | 東郷 久子 | 高取 優二 | 金山 純二 |
| 呼吸器機能障害 | 呼吸器機能障害 | じん臓機能障害 | じん臓機能障害 | じん臓機能障害 | 心臓機能障害 |
| 呼吸器外科 | 呼吸器内科 | 腎臓内科 | 腎臓内科 | 内科 | 循環器内科 |
| 防衛医科大学校病院 | 医療法人社団愛友会上 尾中央総合病院 | 医療法人社団愛友会上 尾中央総合病院 | 医療法人埼玉会埼玉草 加病院 | 医療法人埼玉会埼玉草 加病院 | 社会医療法人財団石心 会埼玉石心会病院 |
| 所沢市並木三一二 | 上尾市柏座一十一十 | 上尾市柏座一十一十 | 草加市松原一七一二 十二 | 草加市松原一七一二 十二 | 狭山市入間川二一三十 七一二十 |
| 令和二年九月二十三日 | 令和二年九月二十三日 | 令和二年九月二十三日 | 令和二年九月二十三日 | 令和二年九月二十三日 | 令和二年九月二十三日 |

| | | | | | |
|---------------------|----------------------|-----------------------|--------------|---------------------|----------------------|
| 村木 輝 | 松本 日洋 | 森山 真吾 | 川島 清隆 | 鎌仲 正人 | 大野 善太郎 |
| 肝臓機能障害 | ぼうこう又は直腸機能障害 | ぼうこう又は直腸機能障害 | ぼうこう又は直腸機能障害 | 呼吸器機能障害 | 呼吸器機能障害 |
| 内科 | 消化器外科 | 泌尿器科 | 泌尿器科 | 呼吸器内科 | 呼吸器内科 |
| 院 医療法人顕正会蓮田病 | 羽生総合病院 埼玉医療生活協同組合 | 尾中央総合病院 医療法人社団愛友会上 | 社会医療法人熊谷総合病院 | かまなか内科・呼吸器内科クリニク | 埼玉医療生活協同組合 羽生総合病院 |
| 六十二―一 蓮田市大字根金千六百 | 六 羽生市下岩瀬四百四十 | 上尾市柏座一―十―十 | 熊谷市中西四―五―一 | 四十一―二 久喜市久喜東五―六― | 六 羽生市下岩瀬四百四十 |
| 令和二年九月二十三日 | 令和二年九月二十三日 | 令和二年九月二十三日 | 令和二年九月二十三日 | 令和二年九月二十三日 | 令和二年九月二十三日 |

告 示

埼玉県告示第千四百四十五号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

令和二年十月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

| | | | |
|-----------------------------|--------------------------|----------------------------|----------|
| 仲 博美 | 立野 政雄 | 阿部 一博 | 医師の氏名 |
| 聴覚障害、平衡機能障害、 音声・言語機能障害 | 小腸機能障害 | 平衡機能障害、音声・言語 機能障害、肢体不自由 | 指定障害区分 |
| 耳鼻咽喉科みどりクリニック | 医療法人社団東光会戸田中央リハ クリニック | 医療法人社団青葉会狭山神経内科 病院 | 医療機関の名称 |
| 狭山市入間川一―三―二―ス カイテラス三百一―A | 戸田市本町一―二十四―七 | 狭山市加佐志六十五 | 医療機関の所在地 |
| 令和二年八月三十一日 | 令和二年七月三十一日 | 令和二年七月一日 | 辞退年月日 |

告示

埼玉県告示第千四百四十六号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十八条の規定により、
埼玉県准看護師試験を次のとおり行う。

令和二年十月十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 試験の期日及び場所

| 試験期日 | 試験場所 |
|-------------|-------------------------|
| 令和三年二月七日（日） | 埼玉県立大学（埼玉県越谷市三野宮八百二十番地） |

二 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

三 受験資格

次のイからトまでのいずれかに該当する者

イ 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において二年の看護に関する学科を修めた者（令和三年三月に修業する見込みの者を含む。）

ロ 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（令和三年三月に卒業する見込みの者を含む。）

ハ 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（令和三年三月に卒業する見込みの者を含む。）

ニ 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において三年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（令和三年三月に修業する見込みの者を含む。）

ホ 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（令和三年三月に卒業する見込みの者を含む。）

ヘ 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に

相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣がハからホまでに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

ト 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、へに該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの

四 受験手続

イ 提出書類

保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）第二十七条に規定する受験願書及び書類

ロ 試験手数料

六千九百円を埼玉県収入証紙により納付すること。

ハ 提出期間及び提出方法

令和二年十二月七日（月）から十二月十一日（金）まで

埼玉県准看護師試験センター（印西郵便局私書箱七号）宛の簡易書留によること。なお、提出期間最終日までの消印のあるものに限る。

五 合格発表の場所及び期間

イ 埼玉県庁本庁舎一階南側エレベーター前掲示

令和三年三月九日（火）午前十時から午後五時まで

ロ 埼玉県保健医療政策課ホームページ掲載

令和三年三月九日（火）午前十時から四月八日（木）午後五時まで

告示

埼玉県告示第千四百四十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

セカンドストリート久喜店

埼玉県久喜市久喜北二丁目六番十八号外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）株式会社宝船 午前九時から午後七時

株式会社上州屋 午前十時から午後九時

（変更後）株式会社ゲオストア 午前九時から翌午前一時

株式会社セカンドストリート 午前九時から午後十時

株式会社上州屋 午前十時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時三十分から午後九時三十分

（変更後）午前八時三十分から翌午前一時三十分

ハ 変更年月日

令和二年十月三十一日

ニ 届出年月日

令和二年十月二日

二 縦覧期間

令和二年十月十六日から令和三年二月十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年十月十六日から令和三年二月十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千四百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十七条第二項の規定により、次の土地改良区の解散を令和二年十月九日認可した。

令和二年十月十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

尾田蒔土地改良区

二 事務所所在地

秩父市

告 示

埼玉県告示第千四百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和二年十月十四日認可した。

令和二年十月十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

妻沼西南土地改良区

二 事務所所在地

熊谷市

告 示

埼玉県告示第千百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和二年十月十四日認可した。

令和二年十月十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

秦土地改良区

二 事務所所在地

熊谷市

告示

埼玉県告示第千百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和二年十月十四日認可した。

令和二年十月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

上里土地改良区

二 事務所所在地

児玉郡上里町

告示

埼玉県告示第千百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和二年十月十四日認可した。

令和二年十月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

上里西部土地改良区

二 事務所の所在地

児玉郡上里町

告 示

埼玉県告示第千百五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により都市計画に関する公聴会を開催するので、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第三条第一項の規定により告示する。

令和二年十月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問い合わせ先
イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
埼玉県都市整備部市街地整備課
電話 ○四八―八三〇―五三八六
- ロ 当該都市計画区域に係る市町村の都市計画主管課

| | | |
|--|-----------------|---|
| | 番号 | 一 |
| | 都市計画 区域名 | 和光 |
| | 市町村名 | 和光市 |
| | 都市計画の 種類及び名称 | 「都市再開発 の方針」 |
| | 公聴 期日及び時間 | 令和二年十一 月二十日午後 二時から |
| | 会 場 所 | 和光市中 央公民館 二階会議 室一 |
| | 公述申出書 提出期間 | 令和二年十 月十六日か ら十月三十 日まで |
| | 提出先 | 埼玉県都市 整備部市街 地整備課、和 光市建設部 都市整備課 |
| | 都市計画の構想 閲覧期間 | 令和二年十月 十六日から十 月三十日まで |
| | 閲覧場所 | 埼玉県都市 整備部市街 地整備課、埼 玉県朝霞県 土整備事務 所、和光市建 設部都市整 備課 |

公 述 申 出 書

年 月 日付け埼玉県報に登載された〇〇都市計画の〇〇の構想
に対して、公聴会において次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名

印

連絡先（電話番号）

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由 別紙とおり

※「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第千百五十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年十月十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県立特別支援学校43校等タブレット端末等貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課教育環境整備推進担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和2年9月15日

4 落札者の氏名及び住所

NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南2丁目15番3号

5 落札金額

375,239,096円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和2年8月4日

告 示

埼玉県告示第千百五十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年十月十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

運転免許試験受験マルチシステムの賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁

目15番1号

3 落札者を決定した日

令和2年8月17日

4 落札者の氏名及び住所

日通商事株式会社 東京都港区海岸1丁目14番22号

5 落札金額

77,893,200円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和2年7月3日

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年十月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十月十六日

埼玉県北本県土整備事務所長 小 島 孝 文

一 道路の種類 県道

二 路線名 下石戸上菖蒲線

三 道路の区域

| 新 | 旧 | 旧 新 別 |
|-------------------------------------|-----------|-----------------|
| 北本市宮内七丁目一三五番地先から同 市宮内七丁目二四〇番地先まで | | 区 間 |
| 九・四〇〽九・七五 | 七・四五〽八・三五 | 敷地の幅員 (メートル) |
| 二八六・〇〇 | | 延長 (メートル) |
| | | 備 考 |

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年十月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十月十六日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 哲 也

| | |
|--|---------|
| 所沢狭山線 | 路線名 |
| 狭山市大字水野字月見野四三八番一八 地先から同市大字南入曾字堂ノ前原五五 九番二地先まで | 供用開始の区間 |
| 令和二年十月十六日 | 供用開始の期日 |
| 令和二年一月十四日付け川 越県土整備事務所長告示第二 号で告示した道路予定区域の 供用開始である。 延長二二・一八メートル。 | 備考 |

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年十月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十月十六日

埼玉県秩父県土整備事務所長 川 辺 隆 浩

| | |
|---|----------------|
| <p>下日野沢東門平吉田線</p> | <p>路線名</p> |
| <p>秩父市吉田阿熊字横田倉一四八七番一 先から同市吉田阿熊字横田倉一九八番 三地先まで（ただし、関係図面に表示す る部分に限る。）</p> | <p>供用開始の区間</p> |
| <p>令和二年十月十六日</p> | <p>供用開始の期日</p> |
| <p>平成二十五年一月二十五日付け埼玉県 秩父県土整備事務所長告示第一号で告 示した道路予定区域の供用開始であ る。 延長七七六・五一メートル</p> | <p>備考</p> |

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年十月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十月十六日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 大 山 裕

一 道路の種類 県道

二 路線名 深谷寄居線

三 道路の区域

| 新 | 旧 | 旧 新 別 |
|------------------------|-------------------|-----------------|
| で 先から同市柏合字山本六二番一地先ま | 深谷市人見字仙元山一四〇五番一六地 | 区 間 |
| 十二・二〇〇〜一四・八〇 | | 敷地の幅員 (メートル) |
| 一五〇・〇〇 | | 延長 (メートル) |
| | | 備 考 |

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年十月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十月十六日

埼玉県越谷県土整備事務所長 山 科 昭 宏

| | |
|----------------|--|
| <p>路線名</p> | <p>西金野井春日部線</p> |
| <p>供用開始の区間</p> | <p>春日部市牛島字川中子一〇〇〇番一四地先から同市牛島字川中子九九七番一四地先まで</p> |
| <p>供用開始の期日</p> | <p>令和二年十月十六日</p> |
| <p>備考</p> | <p>平成六年十一月二十九日付け埼玉県告示第千六百四十六号で告示した道路予定区域の一部の供用開始である。 延長一〇三・二メートル</p> |

告 示

埼玉県公営企業告示第五十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年十月十六日

埼玉県公営企業管理者 高 柳 三 郎

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用ポリ塩化アルミニウム 8,355 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目 14 番
21 号
- 3 落札者を決定した日
令和2年8月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
川口薬品化学株式会社 埼玉県川口市川口5丁目 12 番 34 号
- 5 落札金額（税込み）
1 トン当たり 25,300 円
- 6 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和2年6月23日
- 8 納入場所
埼玉県大久保浄水場
埼玉県庄和浄水場
埼玉県行田浄水場
埼玉県新三郷浄水場
埼玉県吉見浄水場

告 示

埼玉県公営企業告示第五十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年十月十六日

埼玉県公営企業管理者 高 柳 三 郎

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用液体塩素 715 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目 14 番
21 号
- 3 落札者を決定した日
令和2年8月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
キョウワ株式会社 埼玉県久喜市清久町4-1
- 5 落札金額（税込み）
1トン当たり 90,200円
- 6 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和2年6月23日
- 8 納入場所
埼玉県大久保浄水場
埼玉県行田浄水場

告 示

埼玉県公営企業告示第五十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年十月十六日

埼玉県公営企業管理者 高 柳 三 郎

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用次亜塩素酸ナトリウム 1,363 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目 14 番
21 号
- 3 落札者を決定した日
令和2年8月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
川口薬品化学株式会社 埼玉県川口市川口5丁目12番34号
- 5 落札金額（税込み）
1トン当たり 63,800 円
- 6 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和2年6月23日
- 8 納入場所
埼玉県庄和浄水場
埼玉県新三郷浄水場
埼玉県吉見浄水場

告 示

埼玉県公営企業告示第五十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年十月十六日

埼玉県公営企業管理者 高 柳 三 郎

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用粉末活性炭(ウェット炭) 223 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目 14 番
21 号
- 3 落札者を決定した日
令和2年8月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
ケミテック株式会社 埼玉県さいたま市北区别所町36番地の6
- 5 落札金額(税込み)
1トン当たり 224,400円
- 6 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和2年6月23日
- 8 納入場所
埼玉県大久保浄水場
埼玉県庄和浄水場
埼玉県行田浄水場

告 示

埼玉県公営企業告示第五十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年十月十六日

埼玉県公営企業管理者 高 柳 三 郎

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用粉末活性炭(ドライ炭) 367トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番
21号
- 3 落札者を決定した日
令和2年8月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
日本原料株式会社 神奈川県川崎市川崎区東田町1番地2
- 5 落札金額(税込み)
1トン当たり 183,700円
- 6 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和2年6月23日
- 8 納入場所
埼玉県大久保浄水場
埼玉県吉見浄水場

告 示

埼玉県教委告示第三十号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和二年十月十六日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

一 日時

令和二年十月二十二日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 埼玉県教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則について

ロ その他